官　告　號　外

官　庁　事　項

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の２第１項の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第６項の規定に基づき、公表する。

令和７年５月13日　　農林水産大臣　江藤　　拓

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

―変革の時代を切り拓く、酪農と肉用牛生産の新ビジョン―

まえがき

我が国の畜産は、令和５年の農業全体の産出額（９兆4,987億円）のうち、約４割（３兆 7,248 億円）を占めている。これは、米（16%）や野菜（24%）よりも大きいだけでなく、また、直近10年間でも約1.4倍（平成25年：２兆7,092 億円）、農業生産額に占めるシェアで７ポイント増加し、産業としても成長を続けている。

畜産業、特に酪農及び肉用牛生産は、人が食用利用できない牧草等の資源を生乳、牛肉という良質なたんぱく質に変えることができる重要な産業であり、我が国においても家畜改良による生産性向上や飼養規模の拡大などにより発展をしてきた。また、畜産業は生産のみならず、流通・加工などの関連産業も含め、我が国の中山間地も含む地域経済を支えている。地域で生産された畜産物は、特産品となっている牛肉や牛乳・乳製品などとして観光の目玉にもなるなど、政府としても地方創生の取組を強化する中、地域の振興や活性化にも大きく貢献している。

令和２年３月に策定した第８次「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）は、国内外の需要や市場の拡大に対して、供給が対応できないといった当時の状況を受け、増頭・増産を通じた生産基盤の強化を基本的な方向性とした。

しかしながら、その後、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の 2024 年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外の市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢は大きく変化している。

まず、新型コロナウイルス感染症の流行により外食需要を始めとして消費が大きく落ち込み、需給ギャップが拡大したことにより、脱脂粉乳の在庫の積み上がりや枝肉価格の下落が発生した。さらに、ウクライナ情勢や原油価格高騰、円安の進行などにより、飼料を始めとする生産資材の高騰が重なり、酪農及び肉用牛経営は大きな影響を受けた。

これまで、我が国の酪農・肉用牛経営は、安価な輸入濃厚飼料がいつでも確保できるという前提のもと、規模の拡大や効率化を進めて発展してきた面がある。しかしながら、ここ数年でその前提が大きく変わり、国産飼料基盤に立脚した経営の重要性がこれまでになく高まっている。

また、我が国の総人口が減少傾向にある中、生産年齢人口（15～64 歳）の減少も加速化しており、2050 年には 5,275 万人（令和３年（2021 年）から